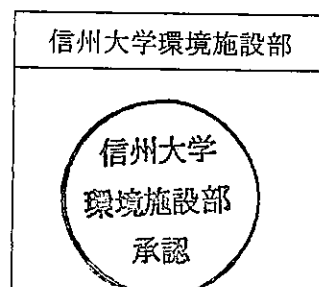


現場説明書

工事名 信州大学（松本）中央広場整備工事



1 工 事 名 信州大学（松本）中央広場整備工事

2 工 事 場 所 長野県松本市旭3-1-1（信州大学松本キャンパス構内）

3 完 成 期 限 令和 7 年 6 月 30 日（ 月 曜日）

4 一 般 事 項

現場説明書の適用方法

- (1) ・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。
- (2) 文中及び表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。
- (3) —印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

5 施工に関する事項

(1) 工事用地

範囲は別図のとおりとし、使用にあたっては「工事用地使用許可願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。ただし、工事用地の借料は無償とする。

(2) 仮設物の設置等

① 仮設建物等

仮設建物等を設置するときは、「仮設物設置許可願」を監督職員に提出して発注者等の承諾を得ること。

② 障害物の撤去又は移設

障害物の撤去又は移設をするときは、別図及び監督職員の指示により行うこと。

③ 仮囲い等

仮囲い等を設けるときは、別図及び監督職員の指示に従うこと。

④ 監督職員事務所

・ 設ける（ 号） ○設けない

号	1	2	3	4	5	6
規 模 (㎡)	10内外	20内外	35内外	65内外	100内外	

⑤ 仮設物の維持管理等

仮設物は、施工、監督及び検査に便利かつ安全な材料構造でかつ関係法規に準拠して設置するものとし、常に維持保全に注意すること。

⑥ その他

.....

.....

(3) 工事用電力等

① 工事用電力、電話、給水、排水等は受注者において手続きの上設置し、その費用及び使用料は受注者の負担とする。

② 工事用電力

・ 電力会社と協議の上引き込む ○構内より分岐できる。

③ 工事用電話

・ 構外より引込む。 ○携帯電話等で対応する。

~~において、工事の工程が受注者の責により遅延していると認められる場合は遅延していると認められる工事量を残工事量に含めないものとする。~~

- ⑥ 基準第30第4項にいう「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。
- ⑦ 天災、その他不可抗力による1回の損害合計額が前項にいう請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を越えるときは20万円）に満たないものは損害合計額とみなさないものとする。
- ⑧ ~~基準第30第4項ただし書きの規定を適用する（災害応急対策又は災害復旧に関する工事に限る）~~

~~（2）入札の保証について~~

【記載省略】

（3） 契約の保証について

- ① 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、次のアからクいずれかの書類を提出しなければならない。
 - ア 契約保証金として納付するものが、現金の場合は、振込を確認できる書類及び契約保証金納付書
 - （ア） 振込を確認できる書類とは、「八十二銀行 信州大学前支店」に契約保証金の金額に相当する金額の現金を払い込んで交付を受けること。
 - （イ） 保管金領収証書の宛名の欄には、国立大学法人信州大学 契約担当役理事 安彦 広斉と記載するように申し込むこと。
 - （ウ） 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当役の指示に従うこと。
 - （エ） 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、契約保証金は国立大学法人信州大学契約事務取扱規程（以下「契約規程」という。）第35条第2項の規定により本法人に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
 - （オ） 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに契約保証金還付請求書を提出すること。
 - イ 契約保証金の納付に代わる担保が、国債、政府の保証のある債券、銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券で政府の保証のある債券以外のもの、地方債及び契約担当役が確実と認める社債の場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書
 - （ア） 当該有価証券払込済通知書は、「八十二銀行 信州大学前支店」に契約保証金の金額に相当する金額の当該有価証券を払い込んで、交付を受けること。
 - （イ） 当該有価証券払込済通知書の宛名の欄には、国立大学法人信州大学 契約担当役理事 安彦 広斉と記載するように申し込むこと。
 - （ウ） 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当役の指示に従うこと。
 - （エ） 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、契約規程第35条第2項の規定により本法人に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
 - （オ） 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに当該有価証券払渡請求書を提出すること。
 - ウ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は契約担当役が確実と認める金融

機関が振り出し又は支払を保証した小切手、銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形である場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書

- (ア) 当該有価証券に質権設定の登録手続きを行い提出すること。
- (イ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当役の指示に従うこと。
- (ウ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、契約規程第35条第2項の規定により本法人に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (エ) 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに有価証券払渡請求書を提出すること。

エ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関が振り出し又は支払を保証した小切手、銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形である場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書

- (ア) 請求代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当役の指示に従うこと。
- (イ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該債権は、契約規程第35条第2項の規定により本法人に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (ウ) 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに有価証券払渡請求書を提出すること。

オ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関に対する定期預金債権の場合は、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面及び契約保証金納付書

- (ア) 当該有価証券に質権を設定し提出すること。
- (イ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当役の指示に従うこと。
- (ウ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該債権は、契約規程第35条第2項の規定により本法人に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (エ) 受注者は、工事完成後、契約担当役から当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面の返還を受けるものとする。

カ 債務不履行により損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書及び契約保証金納付書

- (ア) 債務不履行による損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

- (イ) 保証書の宛名の欄には、国立大学法人信州大学契約担当役理事 安彦 広齊と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載され

- る工事名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。
 - (カ) 保証期間は、工期を含むものとすること。
 - (キ) 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6月以上確保されるものとすること。
 - (ク) 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当役の指示に従うこと。
 - (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、金融機関等から支払われた保証金は、契約規程第35条第2項の規定により本法人に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
 - (コ) 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、契約担当役から保証書（変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還すること。
- キ 債務不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券
- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。
 - (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
 - (ウ) 保険証券の宛名の欄には、国立大学法人信州大学 契約担当役理事 安彦 広齊と記載するように申し込むこと。
 - (エ) 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
 - (オ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
 - (カ) 保険期間は、工期を含むものとすること。
 - (キ) 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当役の指示に従うこと。
 - (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保険金は、契約規程第35条第2項の規定により本法人に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ク 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券
- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社、銀行、農林中央金庫その他財務大臣の指定する金融機関（以下「保険会社等」という。）が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
 - (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、国立大学法人信州大学契約担当役理事 安彦 広齊と記載するように申し込むこと。
 - (ウ) 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
 - (エ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
 - (オ) 保証期間は、工期を含むものとすること。
 - (カ) 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当役の指示に従うこと。
 - (キ) 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保証金は、契約規程第35条第2項の規定により本法人に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ② ①の規定による金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書、保険会社等が交付する公共工事履行保証証券に係る証券又は保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって、金融機関等が定め契約担当役の認める措置を講ずることができる。この場合におい

て、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。当該措置について受注者は、電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当役に提供し、契約担当役は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する方法とし、この場合において、契約情報及び認証情報について電子契約システム（又は電子メール）を介して提供すること。

※電子証書等 電磁的記録（電子的方法、電磁的方法その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により発行された保証書又は証券をいう。

※電子証書等閲覧サービス 電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであつて、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。

※契約情報 電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。

※認証情報 電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。

【以下は令和5年4月1日から令和7年6月30日までの暫定的な取扱い】

なお、保険会社の発行する電子証書等（以下「PDF発行証券」という。）については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、以下のいずれかによるものとし、保険会社に確認、指定された手順を踏むこと。

ア 保険会社から発注者へ提出

受注者は「（保険会社の）発信メールアドレス」と「契約情報及び認証情報」を電子契約システム（又は電子メール）を介して提出し、保険会社は発注者側受信メールアドレスにPDF発行証券を送信する。

イ 受注者を通して発注者へ提出

受注者は「（受注者自身の）発信メールアドレス」を電子契約システム（又は電子メール）を介して提出し、発注者側受信メールアドレスにPDF発行証券と「契約情報及び認証情報」を送信する。

（４） 工事請負代金債権の債権譲渡

この工事の受注者は、地域建設業経営強化融資制度又は下請セーフティネット債務保証事業のいずれかに係る融資を受けることを目的として、工事請負代金債権の債権譲渡を申し出ることができるものとする。

（５） 下請契約の締結

受注者は、下請負人を使用する場合は、「建設工事標準下請契約約款」（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）に準拠した適切な下請契約を締結すること。また、「建設業法令遵守ガイドライン（第9版）一元請負人と下請負人の関係に係る留意点」（令和5年6月国土交通省不動産・建設経済局建設業課）により適切な取引をすること。

（６） 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号建設省建設経済局長通知）において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

また、下請代金の支払については発注者から受取った前払金の下請建設業者に対する均てん、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。

（７） 監督職員の権限

基準第9第2項第1号から第3号に示す範囲とする。

（８） 請負代金の支払

請負代金（前払金及び中間前払金を含む）は、受注者からの適法な支払請求書に応じて、信州大学財務部経理調達課 から2回以内に支払うものとする。

(9) 請負代金の前払い

- ① 公共工事の前払金保証事業会社と保証契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の4」以内の額の前払金を請求することが出来る。
~~また、前払金の支払を受けた後、公共工事の前払金保証事業会社と保証契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の2」以内の額の中間前金払を請求することができる。~~
~~ただし、中間前払金の請求は、請負代金額が1,000万円以上であって、かつ工期が150日以上である場合に限り請求できるものとする。~~
- ② 前払金の保証に係る保証証書の寄託について、原則、受注者は、電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書（電磁的記録により発行された保証証書をいう。以下同じ。）を閲覧するために用いる保証契約番号及び認証情報を契約担当役に提供し、契約担当役は、当該保証契約番号及び認証情報を用いて当該電子証書を閲覧する方法とし、この場合においては、保証契約番号及び認証情報について電子契約システム（又は電子メール）を介して提供すること。

(10) 契約不適合責任

基準第43及び第57による。

(11) 工事関係保険の締結

この工事の受注者は、速やかに、次の付保条件により、請負業者賠償責任 保険契約（共済 その他これに準じる機能を有するものを含む。）を締結すること。

- ① 保険対象
工事請負契約の対象となっている工事全体とすること。
- ② 保険契約者
受注者とすること。
- ③ 被保険者
発注者並びに受注者及びそのすべての下請負人（リース仮設材を使用する場合には、リース業者を含む。）とすること。
- ④ 保険金額
ア 対人賠償保険金額は、1名につき1億円以上かつ1事故につき10億円以上とすること。
イ 対物賠償保険金額は、1事故につき1億円以上とすること。
- ⑤ 保険金支払額の控除額（免責額）
請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えるときは20万円）未満とすること。
- ⑥ 保険金請求者
受注者とすること。
- ⑦ 保険期間
工事着手の日から工事目的物の完成引渡しの日までの期間とすること。
- ⑧ 特約条項
~~ア 同一発注者による同一工事場内における分離発注工事の隣接工区受注者相互間の求償権不行使特約を付帯すること。【分離発注工事等である場合】~~
~~イ 水災危険担保特約を附帯すること。【建設工事保険を付保する場合】~~
ウ 次の付保条件により、損害賠償責任担保特約を付帯（請負業者賠償責任保険 その他これに準じる機能を有するものを付保することを含む。）すること。
(ア) 対人賠償保険金額は、1名につき1億円以上かつ1事故につき10億円以上とすること。
(イ) 対物賠償保険金額は、1事故につき1億円以上とすること。
(ウ) 発注者受注者相互間の交差責任担保特約を付帯すること。
~~(エ) 分離発注工事の隣接工区に対する賠償責任担保特約を付帯すること。~~

~~【分離発注工事等である場合】~~

~~エ 損害てん補限度額は、1事故につき5,000万円以上又は請負代金額が5,000万円に満たない工事については請負代金額と同額とすること。【土木工事保険を付保する場合】~~

⑨ その他

ア ここで示す付保条件は、工事関係保険として最低限必要と思われる付保条件であり、受注者が受注者の判断でこれ以上の付保条件で工事関係保険を付保することを妨げるものでない。ただし、当該付保条件についても発注者が指示したものとみなす。

~~イ 建物の建築工事の受注者は、分離発注される当該建物の付帯設備工事の受注者と協議の上、建築工事の受注者が保険契約者となり、付帯設備工事の受注者を被保険者に加え、一括して建設工事保険契約を締結することも可能である。~~

ウ 受注者が工事関係保険契約を締結したときは、遅滞なく、その保険証券を発注者に提示すること。ただし、総括契約方式による付保の場合は、保険会社の引受証明を発注者に提示すること。

エ 工事関係保険契約締結後に設計変更等により工事期間又は請負代金額に変更を生じた場合などには、速やかに、付保条件について変更の手続きをとること。

(12) 労災補償に必要な法定外の保険契約

受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年6月14日法律第35号）に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険（法定外の労災保険）へ加入すること。

(13) 設計図書に対し疑義があった場合の対応

- ① 受注者は、設計図書どおり施工すると、内在する危険性や瑕疵の生じるおそれが高いとき、または、その疑いがあると判断したときは、直ちに発注者にその旨を報告し、代替案及びその工事費を提示するなどの助言を行い、設計図書どおり施工するか否かについて確認しなければならない。
- ② 受注者は、設計図書どおりに施工すると、工事目的物の維持管理が著しく煩雑になる、若しくは、通常と比べその費用が著しく高くなると判断したときは、直ちに発注者にその旨を報告し、代替案、工事費及び維持管理費を提示するなどの助言を行い、設計図書どおり施工するか否かについて確認しなければならない。

(14) 基準第18の補足

受注者は設計図書の内容に疑義が生じた場合は、直ちに監督職員に通知し、その確認を得なければならない。

7 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 本法人が発注する建設工事（以下「発注工事」という）において、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という）を受けた場合には、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。
- (4) 前記(1)及び(2)の「警察への通報等」及び「発注者への報告」を怠ったことが確認された場合の措置について

① 指名停止又は文書注意

暴力団員等による不当介入を受けた受注者が警察への通報等及び発注者への報告

を怠った場合は、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）の別表第2第15項に規定する「不正又は不誠実な行為」に該当するものとして指名停止となる。

なお、指名停止に至らない事由の場合は、指名停止措置要領第12に規定する書面による注意の喚起（以下「文書注意」という。）に該当するものとして文書注意となる。

② 工事成績評定への反映

工事成績評定要領（平成20年1月17日付け文教施設企画部長決裁）に基づき、前記①による指名停止を受けた者については10点、文書注意を受けた者については8点の工事成績評定点の減点となる。

8 その他

(1) 工事实績情報サービス（CORINS）への登録

この工事の受注者は、工事契約内容及び施工内容について契約締結後10日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から10日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後10日以内にそれぞれの情報を一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービス（CORINS）へ登録をすること。

~~(2) 公共事業労務費調査への協力~~

【記載省略】

(3) 建設業退職金共済制度の履行

- ① 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。

また、受注者は、建設業退職金共済制度について、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者等の就労状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成後、速やかに掛金充当実績報告総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。

- ② 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

(4) 工事成績評定について

この工事は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）に基づき、文部科学省が定めた工事成績評定要領（平成20年1月17日付け文教施設企画部長決裁）による工事成績評定の対象工事である。

(5) ワンデーレスポンスの実施について

この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。

- ① ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうちに」することを含むものとする。
- ② 受注者は、実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。
- ③ 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

(6) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあって

は、契約の相方の決定) から請負契約を締結するまでに、契約担当官等に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

~~(7) 主任技術者又は監理技術者等の専任を要しない期間について~~

~~【記載省略】~~

(8) 現場代理人の工事現場における常駐の緩和について

発注者又は監督職員と携帯電話等で常に連絡が取られること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取られることを条件に現場代理人の工事現場における常駐を要しないものとする。なお、具体的には請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。

~~(9) 建設業法第26条第3項1号の規定の適用を受ける監理技術者の工事における取扱いについて~~

~~【記載省略】~~

~~(10) 建設業法第26条第3項2号の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて~~

~~【記載省略】~~

~~(11) 特別重点調査を受けた者との契約について~~

~~【記載省略】~~

~~(12) 週休2日促進工事の実施について~~

~~【記載省略】~~

(13) 共通費実態調査について

本工事は、受注者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握することにより、発注者における工事費積算のより一層の適正化をはかることを目的とした共通費実態調査（共通費モニタリング調査）の対象工事である。

なお、調査票は、監督職員から配布するものとする。

~~(14) 市場単価の運用の試行について~~

~~【記載省略】~~

~~(15) 猛暑による作業不能日数について~~

~~【記載省略】~~

(16) デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事で受注者がデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上でデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の①から③の全てを実施することとする。

なお、本項に規定していない事項は「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」に準ずる。

① 必要な機器・ソフトウェア等の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、「工事写真撮影要領（文部科学省官房文教施設企画・防災部参事官）」の「3. (3) 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリストCRYPTREC暗号リスト」（URL「<http://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、対象工事での使用機器について提示するものとする。

② デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小

黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「3. (3) 撮影方法」による。

なお、対象工事において、「小黒板情報電子化」と「小黒板を被写体に添えての撮影（従来の方法）」を併用することは差し支えない（例えば、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、使用機器の利用が困難な工種が想定される）。

③ 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、②に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」という。）を工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は

URL(<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

~~(17) 建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事について~~

【記載省略】

(18) 質疑回答

① 提出期間：令和7年4月25日（金）から令和7年5月13日（火）の土日、祝日を除く毎日の8時30分から17時00分まで。（ただし、最終日の5月13日（火）は9時00分まで。）

② 提出先：信州大学環境施設部環境企画課（担当 佐久間・岡本）

③ 提出方法：メール（Word データ）により行うものとする。

（メールアドレス kanseibi@gm.shinshu-u.ac.jp）

なお、メールによる提出が困難な場合は、書面を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）することにより提出するものとする。

④ 回答方法：質問内容及び回答内容は、次のとおりホームページ(URL：

http://www.shinshu-u.ac.jp/guidance/organization/headquarters/facilities_section/)により閲覧に供する。

期間：令和7年5月16日（金）～令和7年5月22日（木）

~~(19) 数量公開~~

【記載省略】

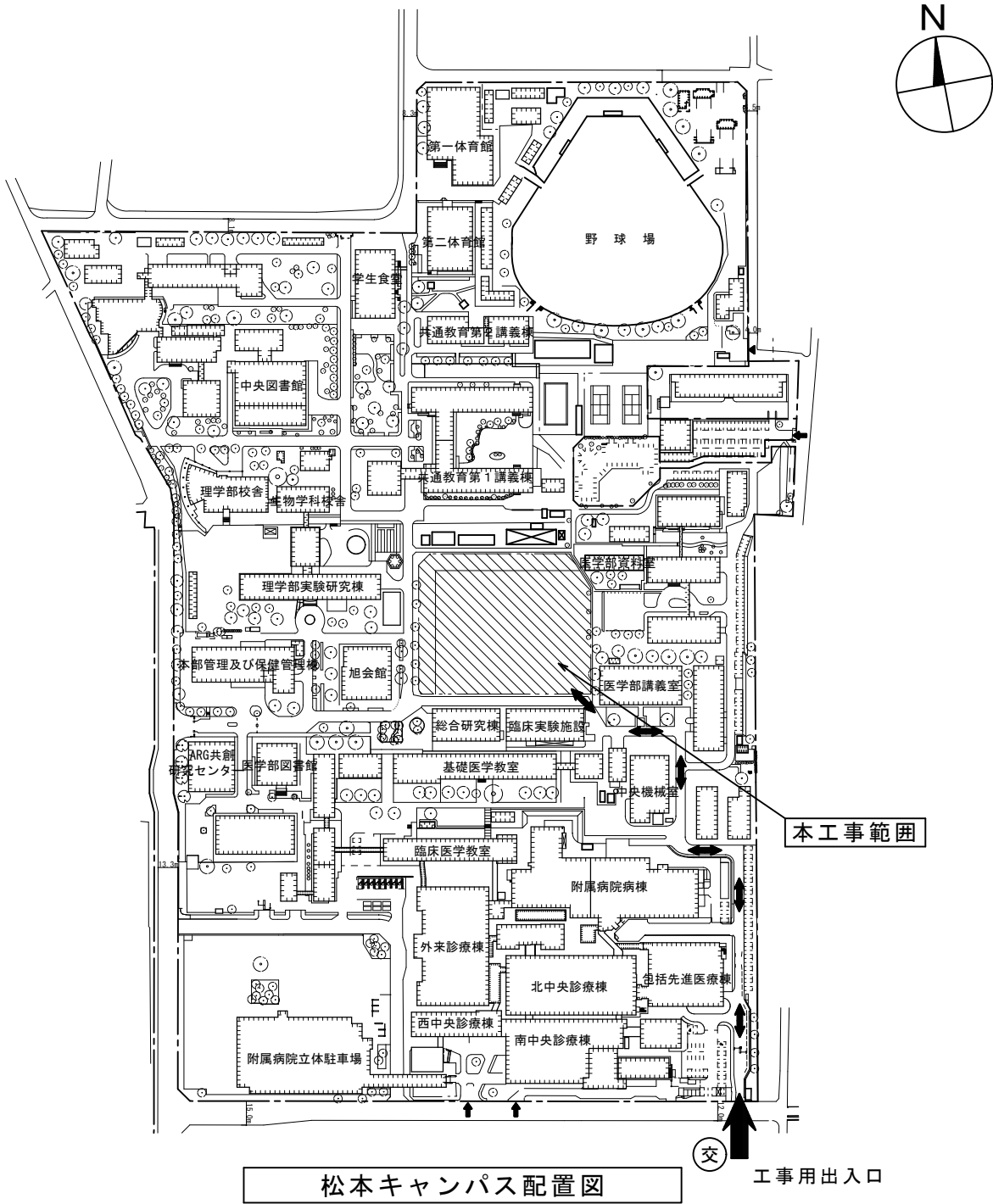
注記

文中の【記載省略】は、記載を省略した部分を示す。

仮設計画図

工事名：信州大学（松本）中央広場整備工事

別図



凡 例

	本工事範囲	その他
	工事用車両出入口	・工事関係車両は工事範囲内に駐車すること。
	電力分岐位置	・破損・汚損等した場合は速やかに監督職員に報告の上、補修すること。
	給水分岐位置	
	交通整理員（搬出入時）	
	工事動線	
	仮囲いカラーコーン（L=388m）	

